

(認証保育所利用) 墨田区在住児童の保護者様へ

令和6年4月から認証保育所保育料負担軽減助成金が一部拡充します。

助成上限額一覧(令和6年4月以降)

区分	多子	施設等利用 給付認定	【改定後】助成上限額 (月額)
0～2歳児 クラス	第1子	なし	67,000円 但し、認可保育施設 保育料との差額に助成
		あり	67,000円
	第2子以降	なし	67,000円
		あり	
3～5歳児 クラス	第1子	なし	40,000円
		あり	67,000円
	第2子以降	なし	67,000円
		あり	

【施設等利用給付認定について】

下記 又は②に該当する場合に取得いただくものです。

3～5歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する児童

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する児童

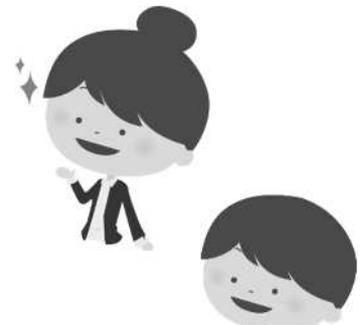
又は②に該当し、現在認定を受けていない場合は、「幼児教育・保育の無償化のご案内(申請書類含む)」をご確認の上、申請してください。ご案内は、園から受け取っていただくか、区役所・出張所等で配布しています。また、区公式ウェブサイトでも申請書類をダウンロードできます。

【墨田区役所トップページ 子育て・教育 子育て応援サイト 手当・助成・支援 (QRコード)

幼児教育・保育の無償化について 【ガイドブック】幼児教育・保育の無償化に関するご案内)



「令和6年度認証保育所保育料負担軽減助成金の申請書類」  
は、5月上旬頃に園を通じて配布します。



ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

お問合せ先



墨田区役所 子ども・子育て支援部

子ども施設課保育係(給付担当) 電話 03-5608-1583

